

ID: 27

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	大河原町立学校体育館等の使用条例 第4条第3項		
例規番号	昭和39年条例第14号		
<p>【基準】</p> <p>第4条第3項の規定による。 (使用料及び減免)</p> <p>第4条 体育館等を使用する者からは、別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 既に徴収した使用料は、返還しない。ただし、町の責めにより体育館等を使用することができなくなった場合その他特別の事由がある場合は、この限りでない。</p> <p>3 町長は、公共事業又は公益上特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日